

「表紙 共 13 枚」

令和2年3月

定例総会議事録

日田市農業委員会

1. 日 時 令和2年4月8日(水曜日) 午後1時30分

2. 場 所 日田市役所7階 大会議室

3. 出席委員

1番 小山一善	14番 川津清則
2番 石井照久	15番 中山敦子
4番 中島浩司	16番 森 克男
5番 湯浅正徳	17番 飯田 隆
6番 河津裕治	18番 塩井明美
7番 左原三枝子	19番 財津満寿光
9番 伊藤明美	
11番 松原忠雄	
12番 梶 伸廣	
13番 江藤義幸	

4. 出席事務局職員

局長 渡邊城二 係総括 椋本富夫 主査 田中さおり 主査 兵頭康之 主事 太郎良悠希 主事 太田千誉

3 月 定 例 総 会 議 事 日 程

1 開会および総会成立宣言

2 会長挨拶

3 議事録署名委員の指名

4 議案訂正

5 議案審議

第1号 農地法第3条の規定による許可申請の件

第2号 農地法第4条の規定による許可申請の件

第3号 農地法第5条の規定による許可申請の件

第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく日田市農用地利用集積計画の農業委員会の決定の件

第5号 現況証明書（非農地証明書）の発行について

第6号 相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明書発行について

第7号 別段面積（1 a 等）の適用指定申請の件

第8号 4月調査委員の選任について

追加議案

第9号 日田市農業委員会の農地利用最適化推進委員の選任について

6 報告

第1号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく日田市農用地利用配分計画（案）について

第2号 農地中間管理事業による賃貸借契約の合意解約について

第3号 農地法施行規則第53条第1項第14号該当による届出の件

7 その他

(1) 意見発表（中止）

(2) 2月戸別訪問集計について

(3) 4月現地調査

日 時 4月28日(火) 午前9時

※調査委員のみ

(4) 4月定例総会

日 時 5月8日(金) 午後1時30分 会 場：7階 大会議室

(5) 行事日程

- ・ 4月20日(月) 役員会(役員) 午後3時～
- ・ 4月21日(火) 常設審議委員会(大分市)(小山会長)
- ・ 4月25日(土) 池辺町人・農地プラン会議(小山会長・八島委員)
午後7時30分～(池辺町公民館)

※ 「農業委員候補者評価委員会」を4月末に開催予定

(6) その他

- ・ 「3月分 農業委員会活動記録簿」の提出日
- ・ 「3月分 戸別訪問聞き取り用紙、集計表」の提出日

事務局長
(渡邊城二)

それでは、定刻となりましたので、ただ今より定例総会を開会いたします。本日の総会は、昨日、市内でコロナウイルスの感染者が確認されたことから、農地利用最適化推進委員さんには、出席を控えていただくことになりました。本日は3番の栗秋喜一委員、8番の武内建則委員より欠席届が出ておりますのでご報告いたします。総会の成立でございますが、委員総数18名中、出席委員16名で、日田市農業委員会会議規則第10条の規定により定足数を満たしておりますので、本日の会議が成立することを報告いたします。

また会議に入ります前にお断わりさせていただきますが、議事進行上発言される場合は、挙手をして議長が指名をした後に発言されるようお願いいたします。携帯電話をお持ちの方は電源を切っていただくか、マナーモードにさせていただきますようお願いいたします。それでは、本日の総会を議事日程に従いまして進めさせていただきます。会議規則第8条により会長が会議の議長を務め、議事を整理することになっておりますので、会長に議長をお願いいたします。

議 長
(小山一善)

皆さんこんにちは。今日新しく見えました渡邊新局長、それから太田主事さん、一日も早く農業委員会の事務局の一員として早く慣れていただいて、私たちと一緒に、日田市農業委員会を盛り上げたいと思いますので、よろしく申し上げます。それから、今日は先ほど新局長が言われましたように、日田市でコロナウイルスの患者が出たということで、栗秋委員はご存知のとおり闘病中ということで体力が弱っていますので、無理なくて良いですよと伝えておりましたが、今日電話があつてありがとうございます、安心して家のほうで療養しますという電話がございました。それから、武内委員は咳が出るということで、先月に続きまして今月も欠席ということでございます。昨日は日田市でコロナウイルスの患者が出て、私もとうとう来るべき時が来たかなとびっくりして、小学校も今日から始まるということでしたが臨時休校になったということで、市長が緊急記者会見をしていましたが、こういう時期でございますので、今日の定例総会は早く先月に続きまして今日も早く終わらせて1分1秒でも早くこの場から皆さんを解放したいと思っておりますので、どうぞ議事の進行にはスピード感を持ってご協力をお願いしたいと思います。

議事録署名委員ですが、会議規則17条により議事録署名は議長から指名ということですが、異議ございませんでしょうか。

	<p>(はいの声)</p>
<p>議 長 (小山一善)</p>	<p>それでは、今月の議事録署名委員は4番の中島浩司委員と14番の川津清則委員のお二方をお願いします。</p> <p>続きまして、議案訂正ですが、どうでしょうか。</p>
<p>事務局 (棕本富夫)</p>	<p>議案部分ではありませんが、報告の部分で訂正があります。</p> <p>議案書の43ページをお開きいただきたいと思います。それから1枚ずつお配りしてある用紙があると思います。A4の横長で左上に報告第2号とあります。報告第2号、農地中間管理事業による賃貸借契約の合意解約についての43ページです。この分については、大変申し訳ないですが、議案書の印刷の段階で違ったデータを印刷してしまいましたので、内容が全く異なっております。差し替えをお願いしたいと思います。元にある議案書の分は破棄していただきたいと思います。43ページの部分の差し替えをお願いします。</p>
<p>議 長 (小山一善)</p>	<p>それでは、議案審議に入りたいと思います。今月の調査委員長は森克男委員でございます。前の方へ着席をお願いします。</p>
<p>調査委員 (森 克男)</p>	<p>今月の調査委員を仰せつかっております、森克男です。27日に栗秋委員、事務局と現地を見て回りました。3月は多いのではないかなと思っていましたが、おかげで案外少なく、15件でございましたが、雨風が大変強くて若干苦勞しましたが、おかげで3時過ぎには終わりました。ありがとうございました。以上でございます。</p>
<p>議 長 (小山一善) 事務局 (兵頭康之)</p>	<p>議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請の件、4件でございます。事務局より説明をお願いします。</p> <p>議案集1ページ目をお願いします。農地法第3条、今月は4件の申請でございます。</p> <p>番号9からまいります。上城内町の○、地目が台帳登記地目は田で、82㎡の1筆でございます。譲渡人は上城内町の○さん、宅地転用のために、この申請地の隣の土地○を譲り受けるようにしております。後ほど5条のほうで出てまいります。その対価としてこの82㎡を譲りたいということでございます。譲受人が上城内町の○さん、この土地が自作地に隣接しているということで、対価としていただいて農地として利用したいということで、実質的に交換という内容になります。場所ですが、○のすぐ近くの通りを挟んだ向かいの大通り沿いの農地</p>

になります。先ほど申しあげました5条で交換する土地が隣になります。○さんからすると○を譲り受け、○を宅地転用で譲ります。この隣の土地が○さんの田んぼがあり○を一体的に使えるということになります。

続いて10番目の案件です。大字夜明の○ほかで計3筆、面積合計2,297㎡の3筆の申請でございます。譲渡人が大分市の○さん、市外居住で管理ができないということで譲りたいということで、譲受人がご近所にお住いの夜明関町の○さんで、譲り受けて規模拡大したいということでございます。場所ですが、○、○がありますが近くに2か所に分かれて3筆があります。○と○の隣に譲受人の○さんの梨園があり、譲り受けて一体的に使えるということでございます。少し離れたところに○があり野菜畑になっており、実質的に○さんが借りて作っているという状況でございます。

続いて2ページ目の11番、大字鶴河内○、地目が田で面積が1,322㎡、1筆の申請です。譲渡人が大鶴本町の○さん、体調不良のため譲りたいということで、譲受人が鶴河内の○さんで譲り受けて規模拡大したいということでございます。場所は○や○から北に向かって行ったところの通り沿いにある農地であります。隣2筆が譲受人、○さんの耕作地となっております。レンゲが生えていますが、今後は○さんはチンゲン菜を栽培していくということでございます。

続いて12番の案件です。大字西有田の○と、もう1筆、計2筆、合わせた面積が2,364㎡の2筆の申請でございます。譲渡人が坂井町の○さんで、体調不良のため譲り渡したいということで、譲受人が同じく坂井町の○さん、譲り受けて規模拡大したいということです。場所は、○のふもと側、○の近くに○があります。譲受人の○さんの牧場ですが、その手前にある農地となります。○さんはユズを植えておりましたが伐採して、○さんが牧草畑として使っていきたいということでございます。

3条については、今月は以上4件です。現地調査にご同行いただきました、森委員にご意見をお伺いしたいと思います。

調査委員
(森 克男)
事務局
(兵頭康之)

私たちが見たところでは、特に問題はないと思います。

それではチェックシートのほう、ご説明いたします。資料No.1をご覧ください。3条については1ページ目になります。農地法第3条につきましては、こちらのチェックシートの項目に該当しないことが、許可の条件となりますが、今回の4件の申請につきまして、チェックシートの項目に該当しないということで確認していることを報告いたします。

<p>議 長 (小山一善)</p>	<p>議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の件、4件でございます。事務局より説明がありましたように特に問題ないということでございますし、また調査委員の森委員長も特に問題がなかったということでございますが、何かございましたらご発言願いたいと思います。</p> <p>(ありませんの声)</p>
<p>議 長 (小山一善)</p>	<p>ありませんか。なかったら、1号議案4件すべてチェックシートのとおり農地法3条第2項の各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。ご承認いただけますでしょうか、ご賛同いただける方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
<p>議 長 (小山一善)</p>	<p>ありがとうございました。全員賛成ということで、許可ということに決定したいと思います。</p> <p>続きまして、議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請の件、6件でございます。事務局より説明をお願いします。</p>
<p>事務局 (田中さおり)</p>	<p>私のほうから、議案第2号農地法第4条について説明します。今月は6件でございます。議案集の3ページになります。6番の案件です。申請地は大字北豆田〇、台帳地目は畑の790㎡の第3種農地で、申請人が上城内町の〇さんで、申請理由は植林用地でございます。場所のほうですが、上城内町の〇、〇の近くの山林の中にあります。3筆いっしょになっておりまして筆界がわからない場所となっております。通常このような場合は転用できませんが、この3筆がすべて日口さんの所有であることと、今回申請していない残りの2筆は地目が山林で、今回の申請も山林になりますので、地目も一緒になるということで許可ができるということで県に確認をとっています。旧字図でこの部分ということで行政書士事務所を通じて申請が出たものであります。3筆全体にわたってクヌギとかスギとかが植わっている状態になっておりますので、こちら追認案件ということになりますので始末書をいただくようにしております。</p> <p>続きまして、7番です。上城内町〇で、台帳地目が畑の186㎡の第3種農地で、申請人が先ほどと同じ上城内町の〇さんで、こちらは宅地拡張用地でございます。場所のほうですが、先ほど3条で出たのは大通りのところ</p>

でしたが、そのすぐそばになります。自宅のすぐ横の土地になります。こちら宅地の一部になっておりますので追認案件ということで始末書をいただくようにしております。

続きまして、議案集の4ページです。8番で、申請地が三芳小湊町の○、台帳地目が畑の412㎡の第3種農地になります。申請人が大字二串の○さんで申請理由が一般住宅用地です。場所のほうですが、三芳小湊の○や○がありまして、すぐそばに○の○があるのですが、その横の農地になります。こちらに住宅を建てて申請人が住むわけではなく、甥御さんに家を建ててあげたいということで申請が出ております。

続きまして、9番です。大字東有田の○で、台帳地目が畑の174㎡の第2種農地で、申請人が大阪府の○さんで、申請理由が宅地拡張用地になっております。場所のほうですが、東有田の○のすぐそばの農地になります。横が自宅ですがすでに宅地の一部、小屋などを建てて使っているということで、許可を受けていなかったもので申請したもので、追認案件ということになるので始末書をいただくようにしております。

続きまして、議案集の5ページの10番です。大字小野の○の台帳地目が畑の12,853㎡の第2種農地で、申請人が大字小野の○さん、申請理由は植林用地でございます。場所のほうですが、小野の○の○や○という○があるところから、川を挟んで向かいの山になります。被災して周りには工事が入っており、そばで見ることではできませんでしたので、川越しから見たのですが、現況はスギが植わっている状態で、こちら追認案件になりますので始末書をいただくようにしております。

続きまして、11番です。大字三和の○のほか1筆ですが、台帳地目が田の15.87㎡の第3種農地で、申請人が大字三和の○さん、申請理由は水路及び進入路用地でございます。場所のほうは○があり川を挟んだ向かいの農地になります。端の方が道になっているのですが○さんが買った時はすでにこの状態だったので、自分の土地はここまでとずっと思っていたそうですが、県の工事があったので測量したら少し道の方まで入っていたということがわかりまして、この先の家の方が進入路とか急傾斜があるので排水の関係で水路を作ったそうですが、こういう時は普通は相手もいるので、5条でこの先の家の方と○さんとで申請することになるのですが、その当時の方は亡くなっており、別の方が住んでいて、その当時の関係者が○さんしか残っていないということで、○さんとしては不本意ですが4条で○さんが追認ということで今回申請をして正式に許可を受けたいということで、こちら追認案件で始末書をいただくことになっております。

4条が以上6件となりまして、ここで現地調査にご同行いただいた森委員に一言いただきたいと思っております。

調査委員
(森 克男)

ご説明のように、追認案件がたいへん多いようですが、特に問題はないと思っております。

<p>事務局 (田中さおり)</p>	<p>それでは、チェックシートの説明をいたします。4条のほうは2ページから5ページまでとなっておりますが、すべての項目に該当しないことが条件になっていますが、書類審査、現地調査において全て該当しないことを確認しております。</p>
<p>議長 (小山一善)</p>	<p>議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請の件、6件でございます。事務局より説明がありましたように、6件のうちに5件、6番、7番、9番、10番、11番につきまして転用済みということで、追認案件でございますので始末書徴取の上、許可相当ではないかということでございますが、皆様の中で何かありましたらご発言願いたいと思います。</p>
	<p>ありませんか。よろしいでしょうか。</p>
	<p>(はいの声)</p>
<p>議長 (小山一善)</p>	<p>なかったら、この件につきましては、別紙チェックシートのおり農地法第4条第2項各号に該当しないため許可要件のすべてを満たしていると考えます。ご承認いただけますでしょうか。ご賛同いただける方は挙手をお願いします。</p>
	<p>(全員挙手)</p>
<p>議長 (小山一善)</p>	<p>ありがとうございました。全員賛成ということで、許可相当だということにしたいと思います。</p>
	<p>続きまして、議案第3号農地法第5条の規定による許可申請の件、5件でございます。事務局より説明をお願いします。</p>
<p>事務局 (田中さおり)</p>	<p>私のほうから議案第3号の農地法第5条について説明いたします。今月は5件でございます。まず議案集の6ページで、17番と18番の案件ですが、場所が一緒ですので一緒に説明させていただきます。まず17番の案件です。上城内町の○、台帳地目は田の298㎡の第3種農地です。貸人が上城内町の○さん、借人が丸の内町の○さんになります。申請理由は一般住宅用地でございます。18番のほうは上城内町の○で、台帳地目が田の122</p>

m²の第3種農地で譲渡人が上城内町の○さん、譲受人が上城内町の○さんで申請理由は一般住宅用地です。場所のほうですが、先ほど3条で譲り受けた○のそばの通りの3条で交換したところの農地になります。○さんのお孫さんが○さんで、ここをお爺さんから借りて家を建てたいということで、○だけですと狭いということで、奥の先ほど3条で出ましたが○さんと交換して家を建てたいということですが、名義はお爺さんの名義にしたいということで、ここはお爺さん○さんが譲り受けて造成してお孫さんに貸してお孫さんがここに家を建てるということで、今回このような申請になっております。

続きまして議案集の7ページになります。19番で大字庄手の○、台帳地目が畑の254 m²、譲渡人が大字庄手の○さんで、もう1筆、大字庄手○、台帳地目が畑の320 m²の第3種農地で、こちらの譲渡人は大字庄手の○さんで、譲受人が大字庄手の○さんで申請理由が駐車場用地でございます。場所のほうですが○のすぐそばに、○という○があるのですが、○と○の間にあります。今まではここは川沿いですが○の前に来客者の車を止めていたそうですが、国交省から注意を受けたということで、今回この土地を譲り受けて駐車場にしたいという申請です。入口が狭いためこちらの駐車場は軽自動車を止めて、普通車や大きめの自動車は○の前にある駐車場に置くという計画をしています。段がありますが、造成もしますが階段をつけて○から出入りしたいということで申請が出ております。

続きまして、20番です。大字内河野の○で台帳地目は畑の329 m²の第2種農地で、貸人が大字内河野の○さんで、借人が大字庄手の○さん。申請理由が一般住宅用地です。場所のほうですが、内河野の○や○の近くの農地になります。貸人と借人は親子になります。お父さんの土地に子供さんが借りて、こちらに住宅を建てて住みたいということで申請が出ております。

続きまして、議案集8ページの21番です。大字求来里の○ほか3筆ございまして、台帳地目は田の4筆合わせて2,847 m²の第2種農地です。譲渡人は大分市の○さんで、譲受人が天瀬町塚田の○さん。申請理由は駐車場及び植林用地です。場所のほうですが、○をまっすぐ行って、まっすぐ行くと刃連町に抜けるのですが、その手前に○さんがございまして、そのすぐ横の農地になります。手前の2筆を大型車等を止める駐車場にしたいということで、奥のほうの2筆を林業などの仕事もしているので、譲り受けてスギを植えたいということで今回申請が出ております。

以上6件が、5条の申請になります。ここで現地調査にご同行いただいた森委員に一言いただきたいと思っております。

<p>調査委員 (森 克男) 事務局 (田中さおり)</p>	<p>5条のほうも、特に問題になるような懸案はありませんでした。</p> <p>それでは、チェックシートについて説明をいたします。資料No.1の6ページから7ページをご覧ください。いずれの項目にも該当しないことが許可の条件となっておりますが、書類審査、現地調査においてすべて該当しないことを確認しております。私の方からは以上です。</p>
<p>議 長 (小山一善)</p>	<p>議案第3号農地法第5条の規定による許可申請の件、5件でございます。事務局より説明がございましたし、調査委員長の森委員も特段問題はないということでございますが、何かございましたらご発言願いたいと思います。</p>
<p>12番 (梶 伸廣) 事務局 (田中さおり)</p>	<p>2点あります。19号、入口はどちらですか。</p> <p>申請地の入口は南側です。こちらに川があります。川側から入るようです。</p>
<p>12番 (梶 伸廣) 事務局 (田中さおり)</p>	<p>ここは農道が入っていますね。北の方へ。</p> <p>そうですね。北の方へ字図では入っているようです。</p>
<p>12番 (梶 伸廣) 事務局 (田中さおり)</p>	<p>そうですね。それと、4メートル取れていますか。進入路は。</p> <p>進入路が狭いということですので、軽自動車だけを止めるということです。</p>
<p>12番 (梶 伸廣)</p>	<p>確か駐車場などでしたら、4メートルないと許可が下りないのではないですか。普通、住宅を建てる場合は中の通路は4メートル取るようになっていきますね。入口が狭いと言っても何メートルかわからないといけないし、埋め立てするのに農道の許可も取っていないのではないですか。許可がいるのではないですか。農業用で使う場合は許可は要らないですが、商売で使う場合は農道許可が要るのではないですか。それと道幅ですね、進入路の道幅が規定どおりの3メートルか4メートルか覚えてないですけど、取れているか、取れていないか。</p> <p>それが一つと、21番の○と○の間が抜けていますね。その間は何ですか。</p>

<p>事務局 (田中さおり) 12番 (梶 伸廣) 事務局 (田中さおり) 12番 (梶 伸廣) 事務局 (田中さおり) 12番 (梶 伸廣) 事務局 (田中さおり) 12番 (梶 伸廣) 事務局 (田中さおり)</p>	<p>字図上、道が入っているので、そこはあたらないということです。</p> <p>里道ですか、進入路ですか。</p> <p>そこは市の持ち物だったので、市道になると思います。</p> <p>それとですね、駐車場用地になっていますね。どこが駐車場用地になっているのですか。番地のうちの。</p> <p>手前の2筆です。○と○ですね。奥の2筆が植林用地です。</p> <p>そうなら、この間は里道でいいですね。進入路ですか。</p> <p>いや、里道です。</p> <p>里道ですね。わかりました。</p> <p>7ページの19番、庄手の○の件は建物ではないので、4メートルの規定はないのかなと思いますが、確認します。</p>
<p>議 長 (小山一善)</p> <p>議 長 (小山一善)</p>	<p>他にどなたかございませんか。</p> <p>なかったら、別紙チェックシートのおり農地法第5条第2項各号に該当しないため許可要件のすべてを満たしていると考えます。ご承認いただけますでしょうか。ご賛同いただける方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>ありがとうございました。全員賛成ということで、許可相当ということにしたいと思います。</p>

<p>調査委員 (森 克男)</p> <p>議 長 (小山一善)</p> <p>議 長 (小山一善)</p> <p>議 長 (小山一善)</p> <p>議 長 (小山一善)</p>	<p>これで調査委員長の役が終わりました。森調査委員長、お疲れでございました。ひとことお願いします。</p> <p>おかげで代役の委員長が終わりました。ありがとうございました。雨風で寒かったですが、昼食のうどんがおいしかったです。</p> <p>続きまして、議案第4号の、農業経営基盤強化促進法に基づく日田市農用地利用集積計画の農業委員会の決定の件、新規21件、再設定20件、中間管理事業5件、解約5件でございますが、これにつきまして議事参与ということで、それを先に審議したいと思います。○番の○委員、ご退席をお願いします。</p> <p>(○委員 退席)</p> <p>退席しました。まず、17ページのNo.68と69、それから25ページのNo.84で何かございましたらご発言をお願いします。本人ではなく、○ですね。</p> <p>これは良いことだと思いますので、よろしいですか。</p> <p>(はいの声)</p> <p>それでは、着席をお願いします。</p> <p>(○委員 着席)</p> <p>○委員が着席しました。</p> <p>それでは、それ以外の案件につきまして、それぞれの皆さんのエリアをご覧になって、何かございましたらご発言願いたいと思います。</p>
--	--

<p>17番 (飯田 隆)</p>	<p>17番、飯田です。35ページの102番、○さんは、このあと今日の報告の中で中間管理機構から農地を大鶴のほうで借るという報告がありますが、○さんは今、2,487㎡、これを2年だったと思いますが作っていました。そしてこれは女子畑ですね。それで中間管理事業で夜明のほうで今度借地をします。それからまた来月にはまた○が借り手の議案がひとつあって、そこも女子畑ですが○さんが解約する分です。そうすると、日田市の規定の中の25aという農地の要件を満たさなくなるのではないかと思いますのですが、これはどうなるのですか。</p>
<p>事務局 (兵頭康之)</p>	<p>今、解約すると25aを切るようになる、そこには問題は出ません。解約したのちに仮に100㎡になるとしても、それは仕方がないです。次に新たに借るときに2,400㎡以上借れば2,500㎡になるので、支障はないです。借るときの借る時点での判定です。</p>
<p>17番 (飯田 隆)</p>	<p>35ページの案件で○さんが解約します。今、天瀬ですが、40ページで中間管理機構から1,880㎡借りています、新たに、もう1筆、女子畑に契約があり、来月、○さんから○に契約をし直します。そうすると、面積が夜明の1,880㎡だけになります。</p>
<p>事務局 (兵頭康之)</p>	<p>1,880㎡だけになるので、その後200㎡しか借りないとなると2,000㎡ちょっとしかならないので、もう少し借らないといけないとなります。中間管理事業は、2,500㎡は完全な必須ではなく、少し下回ったときは協議するという対応になります。○さんが一度1,880㎡に落ちることは支障ないです。次に借る時に700㎡くらい借れば問題ありません。</p>
<p>17番 (飯田 隆) 議長 (小山一善)</p>	<p>わかりました。</p> <p>ほかにごさいませんか。</p> <p>なかったら、議案第4号の、農業経営基盤強化促進法に基づく日田市農用地利用集積計画の農業委員会の決定の件、新規21件、再設定20件、中間管理事業5件、解約5件、受理したいと思いますがよろしいですか。</p> <p>(はいの声)</p>

<p>議 長 (小山一善)</p>	<p>ありがとうございました。</p>
<p>事務局 (太郎良悠希)</p>	<p>続きまして、議案第5号、現況証明書、非農地証明書の発行について2件でございます。事務局より説明をお願いします。</p> <p>議案36ページをご覧ください。議案第5号現況証明書、非農地証明書の発行についてです。今月は2件申請がありました。まず番号4、上城内町〇、地目は台帳が田、現況が雑種地で面積が20㎡です。申請人は日田市上城内町の〇さんです。申請理由は現況に合わせて地目を整理するため、こちらは農道でございますので転用許可不要要件に該当し非農地化した土地ということで、発行基準3に該当するものです。場所については、3条、5条にありましたが、〇の〇の道を挟んで向かい側のあたりです。〇さんの農地があってそこにたどり着くための農道ということになります。</p> <p>続きまして、番号5、大字渡里〇、地目は台帳が畑、現況が原野で、面積が1,831㎡です。申請人は清岸寺町の〇さんです。申請理由は現況に合わせて地目を整理するため、発行基準4に該当するものです。場所は〇、〇、〇、〇が近くにあります。ここで本来であれば現地調査にご同行いただいた江田委員と木薮委員からご意見をいただきたいところでございますが、本日は私のほうが江田委員と木薮委員から現地調査の時に問題なかったと総会で伝えてくださいと承っております。問題ないということでございます。</p>
<p>議 長 (小山一善)</p>	<p>事務局から説明がありました。受理してよろしいでしょうか。</p> <p>(はいの声)</p>
<p>議 長 (小山一善)</p>	<p>それでは、受理したいと思います。</p> <p>続きまして、議案第6号、相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明書発行について1件でございます。事務局より説明をお願いします。</p>

<p>事務局 (太郎良悠希)</p>	<p>議案37ページをご覧ください。議案第6号、相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明書発行についてです。こちらは農業を営んでいた方が亡くなり、その相続人が農地等を相続し農業を継続する場合など、相続税の納付が猶予される制度がございまして、その農業を継続していることを証明するためのものです。今月は1件申請がございました。番号1、大字渡里〇、地目は台帳現況とも田で、面積が1,756㎡と、同じく大字渡里〇、地目は台帳が田で現況が畑で、面積が327㎡の2筆です。申請人は日田市清岸寺町の〇さんで、納税猶予を受けるために申請するものです。場所は近くに〇さん、〇さんがあります。一筆目、渡里〇、農地としてきちんと管理されています。もうひとつは作付されていたり、苗を育てるために準備をしており、管理されています。こちらの現地調査にご同行いただいた木藪委員からは、大丈夫とお話しいただいております。</p>
<p>議長 (小山一善)</p>	<p>証明書を発行してよろしいでしょうか。</p> <p>(はいの声)</p>
<p>議長 (小山一善)</p>	<p>ありがとうございます。証明書を発行したいと思います。</p> <p>続きまして、議案第7号、別段面積1a等の適用指定申請の件、1件でございます。事務局より説明をお願いします。</p>
<p>事務局 (兵頭康之)</p>	<p>38ページです。別段面積1a等の適用指定の件、2反5畝である下限面積を空き家バンクを使った取引の場合引き下げる特例、内容の申請でございます。場所が前津江町大野の〇、地目は畑で面積61㎡の1筆でございます。申請者は刃連町の〇さんで空き家の所在地が、前津江町大野〇となっております。現在決定しております買受等希望者が前津江町大野にお住いの〇さんとなっております。場所ですが、〇、〇から奥に入って行った集落の中の農地です。現況は二段の畑となっております。隣にすでに空き家バンクを使って買った家があります。かなりの古民家になりますので現在手直し中です。地元委員であります石井副会長に現地調査にご同行いただき、特に問題はないということでご意見いただいております。資料No.1の一番最後のページ裏面になります、一番最後のページに別段面積、資料をつけております。適用指定の目安ということで上げておりますが、今回の案件は支障はないということで判断しております。</p>

<p>議 長 (小山一善)</p>	<p>議案第 7 号、別段面積 1 a 等の適用指定申請の件、1 件です。事務局の説明がございましたが、古民家を買って、それに付随した農地ということがございます。何かございましたら、ご発言願いたいと思います。</p> <p>よろしいですか。</p> <p>(はいの声)</p>
<p>議 長 (小山一善)</p>	<p>それでは、受理したいと思います。</p> <p>続きまして、議案第 8 号、4 月調査委員の選任について、4 番中島浩司委員、1 4 番川津清則委員、1 5 番中山敦子委員のご三方に調査委員をお願いします。</p> <p>それでは、追加議案第 9 号上程についてでございます。お手元に令和 2 年 4 月 8 日定例総会追加議案ということであると思いますが、上程したいとのことでございますが、よろしいでしょうか。</p> <p>(はいの声)</p>
<p>議 長 (小山一善)</p>	<p>それでは、選考委員長としての報告をしたいと思います。</p> <p>農地利用最適化推進委員選考委員会委員長の報告という事で、本案は日田市農業委員会の農地利用最適化推進委員の選任に関する規則第 11 条により基づくものがございます。</p> <p>なお選考の経過は事務局長から説明してもらいます。</p>
<p>事務局長 (渡邊城二)</p>	<p>それでは、ただ今上程をいただきました議案についてご説明いたします。去る 3 月 10 日に「農地利用最適化推進委員に関する選考委員会」を開催いたしました。出席者につきましては選考委員である会長、副会長、役員、事務局長の 6 名で選考をいたしました。なお選考委員会につきましては、日田市農地利用最適化推進委員に関する選考委員会設置要綱第 6 条第 3 項により過半数の出席がありましたので成立をいたしております。会議の</p>

<p>事務局 (棕本富夫)</p>	<p>中で所掌事務について確認をいたしております。まず1点目農業委員会の求めに応じ、合議によって推進委員の候補者の選考を行い、農業委員会に報告すること。2点目は候補者の選考にあたっては、当該者の書面審査のほか必要に応じて、面接その他委員長が適当と認める方法により審査を行うことを再確認いたしました。推薦・応募につきましては別紙資料の通りでございます。最初に資格要件の確認でございます。推薦・応募のありました15名全員法第8条第4項による欠格条件、破産開始の決定を受けて復権を得ない者、禁固刑以上の刑に処せられた者に該当する方はおりません。また日田市農業委員会の農地利用最適化推進委員の選任に関する規則第4条第1項の住所要件に該当することを確認しております。次に再募集区域の確認でございます。推薦・応募のありませんでした日田・五和、三芳、朝日、光岡、中川の5区域につきましては再募集を行うことで決定いたしました。次に推薦・応募のありました14区域におきましては、1人しか候補者がいない区域については、基本的にその方に決定となりますので、まず1人の区域から先に選考し、次に候補者が2人の区域の順で選考を行うことにいたしました。基本的な考え方として選考にあたっては透明性・公正性を確保するため、評価書を作成し、その評価書に基づきまして選考することにいたしました。選考基準につきましては、提出された推薦申込書、応募申込書に記載された客観的な観点で点数を用いた評価加点方式で評価を行いました。評価手順といたしましては、お手元の評価項目の通り、基礎的項目として一つ目に農業に関わる評価、二つ目に活動に対する熱意の評価、三つ目に担当区域での活動で評価を行い順位決定を行いました。また、候補者が2人の区域、基礎的評価が同点の場合は、特別評価項目を適用し順位を決定しますが、それでも同点の場合は選考委員による無記名による投票によって順位を決定することとなっております。また、この評価に伴いまして全ての方が法第17条の規定に該当する者と判断をいたしました。以上の過程におきまして、各区域において順位を決定いたしました。各区域の上位の者に改めて就任意思を確認した結果、追加議案の記載のとおりという事で選考をいたしました。続きまして、選考結果等につきましては、事務局に説明をさせます。</p> <p>私の方から、選考結果等について説明をいたします。たて書きの追加議案資料をご覧ください。まず1ページ目、3月10日選考委員会の結果一覧を載せております。19区域で19人の募集をしたところ、14区域で推薦・応募がありました。そのうち1つの区域で2名の推薦がありましたので推薦・応募者は合計15人となっております。まず、推薦・応募のあった、14区域で順位付けを行いましたので、その結果を発表いたします。</p> <p>まず、高瀬区域につきましては、○さん、お一人が候補者でしたので、○さんが1位に決定しました。</p> <p>西有田区域につきましては、○さん、お一人が候補者でしたので、○さんが1位に決定しました。</p> <p>三花区域につきましては、○さん、お一人が候補者でしたので、○さんが1位に決定しました。</p>
-----------------------	---

三花・小野区域につきましては、○さん、お一人が候補者でしたので、○さんが1位に決定しました。
東有田①区域につきましては、○さん、お一人が候補者でしたので、○さんが1位に決定しました。
東有田②区域につきましては、○さん、お一人が候補者でしたので、○さんが1位に決定しました。
大鶴区域につきましては○さん、お一人が候補者でしたので、○さんが1位に決定しました。
夜明区域につきましては、○さん、お一人が候補者でしたので、○さんが1位に決定しました。
前津江区域につきましては○さん、お一人が候補者でしたので、○さんが1位に決定しました。
上・中津江区域につきましては、○さん、○さんのお二人が、どちらも団体推薦でしたが、○さん1位、○さん2位という結果になりました。

西大山区域につきましては○さん、お一人が候補者でしたので、○さんが1位に決定しました。
東大山区域につきましては○さん、お一人が候補者でしたので、○さんが1位に決定しました。
馬原区域につきましては○さん、お一人が候補者でしたので、○さんが1位に決定しました。
五馬区域につきましては○さん、お一人が候補者でしたので、○さんが1位に決定しました。

日田・五和、三芳、朝日、光岡、中川の5区域につきましては、推薦・応募がございませんでしたので、再募集を行うこととなります。

決め方の概要については次のページに載せておりますが、部外秘ということでお願います。農地利用最適化推進委員の選考方法として、農地等の利用の最適化の推進に熱意と識見を有する者のうちから農地利用最適化推進委員を委嘱しなければならないとあり、選考対象にならない者は、法第17条に反する者、農地等の利用の最適化の推進に熱意と識見がない者ですが、今回の候補者の中には該当する者はおりませんでした。続いて法第18条に抵触する者、破産手続きにおいての未復権の者、禁固以上の刑執行の可能性のある者ですね、こちらも該当する者はおりませんでした。順位の決め方が次に載っております、まず手順1ですね、まず農業経験の有無。こちらは応募・推薦書の記載内容から判断しました。農業に関して一定の知識があると見込まれます。続いて本人及び役員となっている法人の農業経営の規模。農業経営に一定以上精通している事が見込まれます。続いて認定農業者であるかどうか。農業経営に精通している事がこれによって見込まれます。次に推進委員への意欲の高さという事で、抱負・応募理由において、記述内容が特に優れている者に点数をつけております。加点の目安として記入例にとらわれず、推進委員が適任であることについて具体的なアピールが成り立っている場合について点数をつけております。あとは、推薦・応募区域内で農業経営を行っているか。推薦・応募区域内に居住しているか。これらは推薦・応募書類など客観的資料があります。これで採点しても同点の場合があります。その場合は3ページにつけておりますが、特別評価項目を適用し順位を決定します。普及指導員など経歴を書いてい

<p>議 長 （小山一善） 17番 （飯田 隆） 事務局 （棕本富夫）</p> <p>議 長 （小山一善）</p>	<p>れば、点数をつけます。これでも同点の場合は、選考委員による投票によって順位を決定しました。基礎評価・特別評価の状況、推薦書・応募書の記載内容、年齢、推薦母体、その他を考慮し総合的な判断を行い、推進委員として一番ふさわしいと考える者の氏名を記入し、無記名にて投票をいただいて決定しました。このような内容で順位を決定して1ページに戻って、色をつけた方が1位になった方で、今回の議案に名前が載っている方になります。</p> <p>私のほうからは、以上でございます。</p> <p>ここまでで質問を受けたいと思います。</p> <p>飯田です。再募集は、いつから行いますか。</p> <p>19区域のうち、今回は14区域の応募があつて、残りの5区域については再募集を行います。4月の中旬から約1か月募集期間を設けて募集を行います。</p> <p>選考委員会の中でも、それぞれのよろしい方を絞ってお願いしたら良いのではないかと、進めている最中でございます。</p> <p>ほかに質問はございませんか。</p> <p>それでは採決に移りたいと思いますが、先に議事参与の分の採決を行い、残りを一括で採決したいと思いますですが、よろしいですか。</p> <p>ここで、議事の進行を石井副委員長に交代します。</p> <p>（議長 退席）</p>
---	---

<p>副議長 (石井照久)</p>	<p>それでは、議事参与分から採決でございますが、東有田①区域におきましては、○委員が推薦されておりますので、○委員に退席いただき、先に採決したいと思います。東有田①区域の農地利用最適化推進委員に○さんを選任することにご賛同していただける方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
<p>副議長 (石井照久)</p>	<p>東有田①区域の農地利用最適化推進委員に○さんを選任することに決定します。</p> <p>(議長 着席)</p>
<p>議長 (小山一善)</p>	<p>それでは、続きまして議事参与分以外の採決でございます。高瀬区域に○氏、西有田区域に○氏、三花区域に○氏、三花・小野区域に○氏、東有田②区域に○氏、大鶴区域に○氏、夜明区域に○氏、前津江区域に○氏、上・中津江区域に○氏、西大山区域に○氏、東大山区域に○氏、馬原区域に○氏、五馬区域に○氏を選任することにご賛同していただける方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
<p>議長 (小山一善)</p>	<p>全員賛成ということで、14名については、これで決定したいと思います。</p> <p>今後の日程について、事務局から説明をお願いします。</p>
<p>事務局 (棕本富夫)</p>	<p>本日、19区域のうち14区域での選任が決定しましたが、残りの5つの区域については再募集を行います。募集期間は4月中旬から約1か月を予定しまして、推薦・応募のあった区域については、2回目の選考委員会を開催し選考を行い、6月に開催する定例総会に今回と同様に上程する予定です。</p>
<p>議長 (小山一善)</p>	<p>説明のとおりしたいと思います。よろしいですか。</p>

<p>議 長 (小山一善)</p> <p>事務局 (田中さおり)</p> <p>議 長 (小山一善)</p>	<p>(はいの声)</p> <p>そのように決定したいと思います。</p> <p>それでは、議案集の40ページに戻ってください。</p> <p>続きまして、報告でございます。</p> <p>報告第1号、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく日田市農用地利用配分計画（案）について</p> <p>報告第2号、農地中間管理事業による賃貸借契約の合意解約について</p> <p>報告第3号、農地法施行規則第53条第1項第14号該当による届出の件</p> <p>先ほど梶委員からお尋ねのありました、議案集7ページ、19番の庄手の件について回答を確認しました。進入路については建物がないということなので、4メートルはなくても大丈夫ということと、里道を通るということで許可が要るか申請が要るかということですが、土木課に確認しましたが、すでに2月頃に相談があつて、境界立ち合いをして形状を変えないということなので、特に手続等は必要ないということでした。</p> <p>続きまして、その他でございます。</p> <p>(1) 意見発表（中止）</p> <p>(2) 2月戸別訪問集計について</p>
--	---

(3) 4月現地調査

日 時 4月28日(火) 午前9時

(4) 4月定例総会

日 時 5月8日(金) 午後1時30分

会 場 7階 大会議室

(5) 行事日程

4月20日(月) 役員会(役員) 午後3時～

4月21日(火) 常設審議委員会(大分市)(小山会長)

4月25日(土) 池辺町人・農地プラン会議(小山会長・八島委員)

午後7時30分～(池辺町公民館)

※ 「農業委員候補者評価委員会」を4月末に開催予定

(6) その他

・「3月分 農業委員会活動記録簿」の提出日

・「3月分 戸別訪問聞き取り用紙、集計表」の提出日

これで、本日のすべての日程を終わります。お疲れ様でした。

以上のとおり会議の顛末を記し、その相違のないことを証するためここに署名捺印する。

令和2年5月8日

議 長 会 長

署 名 委 員 4 番

署 名 委 員 1 4 番